「日本港湾協会第 100 回定時総会等管理・運営業務委託の企画提案コンペ」に係る質問に対する回答

日本港湾協会第 100 回定時総会実行委員会事務局

質問	回答
共同事業体で参加する場合、共同事業体協定書、代表者への委任状その他の共同事業体関係書類の提出が必要でしょうか。 必要な場合、発注者指定の様式はありますでしょうか。 指定様式がない場合は、必要事項を記載した任意様式での提出で差し支えないでしょうか。	共同事業体等、複数者から成る組織による申請の場合には、共同事業体協定書兼委任状（別添、第 4 号様式）を参加資格確認申請時に提出してください。 また、共同事業体協定書兼委任状とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。 （共同事業体等複数者から成る組織により参加する場合は、当該共同事業体の構成員が、参加条件（日本港湾協会第 100 回定時総会等管理・運営業務委託企画提案コンペ参加仕様書　4 参加条件）をすべて満たす必要があります。 また、共同事業体を構成し、その共同事業体でこの企画提案コンペに参加申請する事業者は、その共同事業体でのみ参加することが可能です。）